

ボイラーの製造時等検査も

一般社団法人日本ボイラ協会へ全面移行します

- ◇移行期日 令和4年1月1日
- ◇対象機械 特別特定機械(ボイラー)
- ◇対象の検査 製造時等検査(構造検査・溶接検査・使用検査)

労働安全衛生法第38条第1項の規定により、特別特定機械(ボイラー(小型ボイラーを除く。以下同じ。))及び第一種圧力容器(小型圧力容器を除く。以下同じ。))については、登録製造時等検査機関(以下「登録機関」という。)の検査を受けることとされていますが、同法第53条の2第1項により、都道府県労働局長は、登録機関として登録を受ける者がいないとき、その他必要があると認めるときは、特別特定機械に係る製造時等検査(以下「検査」という。)の業務の全部又は一部を自ら行うことができるとされています。

今般、登録機関である一般社団法人日本ボイラ協会は、静岡県内におけるボイラーの製造時等検査を全面的に実施できる体制が整ったため、静岡労働局長が自ら行っていたボイラーについての検査の業務を、令和4年1月1日より行わないこととします。

停止期日に係る経過措置

停止期日(令和4年1月1日予定)以降は、静岡労働局において検査の申請書を受理しません。登録機関において行います。

また、停止日以前であっても、検査予定日が、令和4年1月1日以降のものは、製造時等検査の申請書は受理しません。

検査の登録機関

検査の登録機関は以下の機関となります。

一般社団法人日本ボイラ協会中部検査事務所
〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅2丁目
38番2号 オーキットビル4階
電話 052-583-4862

登録機関による検査業務の概要、検査申請の手続等については、こちらへお問合せください。

なお、第一種圧力容器については、平成30年4月1日に一般社団法人日本ボイラ協会へ全面移行しています。

